

平成28年 恵庭市議会第1回定例会日程表 (3月25日)

1. 日 程

日程	議案番号	件 名	摘 要
44	審査報告第2号	総務文教常任委員会付託案件審査報告 議案第3号 恵庭市行政不服審査会条例の制定について 議案第4号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 議案第5号 恵庭市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について (平成27年)陳情第5号 「恵庭産ビールで乾杯する条例」制定を求める陳情書 陳情第1号 2017年4月の消費税10%への増税中止の意見書の提出を求める陳情書	簡 易 " " 起 立 "
45	審査報告第3号	厚生消防常任委員会付託案件審査報告 議案第17号 恵庭市市民活動センター設置条例の制定について	簡 易
46	審査報告第4号	予算審査特別委員会付託案件審査報告 議案第32号 平成28年度恵庭市一般会計予算 議案第33号 平成28年度恵庭市国民健康保険特別会計予算 議案第34号 平成28年度恵庭市後期高齢者医療特別会計予算 議案第35号 平成28年度恵庭市介護保険特別会計予算 議案第36号 平成28年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算 議案第37号 平成28年度恵庭市土地取得事業特別会計予算 議案第38号 平成28年度恵庭市産業廃棄物処理事業特別会計予算 議案第39号 平成28年度恵庭市墓園事業特別会計予算 議案第40号 平成28年度恵庭市駐車場事業特別会計予算 議案第41号 平成28年度恵庭市水道事業会計予算 議案第42号 平成28年度恵庭市下水道事業会計予算	起 立 " 簡 易 " " " 起 立 簡 易 " " "
47	審査報告第5号	補正予算審査特別委員会付託案件審査報告 議案第45号 平成27年度恵庭市一般会計補正予算(第9号)	起 立
48	議案第46号	恵庭市議会委員会条例の一部改正について	即決・簡易
49	意見案第1号	地方公会計の整備促進に係る意見書	"
50	意見案第2号	児童虐待防止対策の更なる充実を求める意見書	"

審査報告第2号

総務文教常任委員会付託案件審査報告

平成27年第3回定例会及び本定例会において付託された案件について委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

平成28年3月25日

総務文教常任委員会委員長 川原光男

恵庭市議会議長 伊藤雅暢 様

1. 審査の結果

- (1) 議案第3号 恵庭市行政不服審査会条例の制定について
- (2) 議案第4号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (3) 議案第5号 恵庭市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

- (4) (平成27年)陳情第5号 「恵庭産ビールで乾杯する条例」制定を求める陳情書

本案件は、採択すべきものと決定したので報告します。

- (5) 陳情第1号 2017年4月の消費税10%への増税中止の意見書の提出を求める陳情書

本案件は、不採択すべきものと決定したので報告します。

厚生消防常任委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

平成28年3月25日

厚生消防常任委員会委員長 早坂 貴敏

恵庭市議会議長 伊藤 雅暢 様

1. 審査の結果

(1) 議案第17号 恵庭市市民活動センター設置条例の制定について

本案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

予算審査特別委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

平成28年3月25日

予算審査特別委員会委員長 大野 憲 義

恵庭市議会議長 伊藤 雅 暢 様

1. 審査の結果

- (1) 議案第32号 平成28年度恵庭市一般会計予算
- (2) 議案第33号 平成28年度恵庭市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第34号 平成28年度恵庭市後期高齢者医療特別会計予算
- (4) 議案第35号 平成28年度恵庭市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第36号 平成28年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算
- (6) 議案第37号 平成28年度恵庭市土地取得事業特別会計予算
- (7) 議案第38号 平成28年度恵庭市産業廃棄物処理事業特別会計予算
- (8) 議案第39号 平成28年度恵庭市墓園事業特別会計予算
- (9) 議案第40号 平成28年度恵庭市駐車場事業特別会計予算
- (10) 議案第41号 平成28年度恵庭市水道事業会計予算
- (11) 議案第42号 平成28年度恵庭市下水道事業会計予算

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

補正予算審査特別委員会付託案件審査報告

本定例会において付託された案件について委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

平成28年3月25日

補正予算審査特別委員会委員長 大野 憲 義

恵庭市議会議長 伊 藤 雅 暢 様

1. 審査の結果

(1) 議案第45号 平成27年度恵庭市一般会計補正予算（第9号）

本案件は、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

議案第46号

恵庭市議会委員会条例の一部改正について

恵庭市議会委員会条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成28年3月25日提出

恵庭市議会議員 笹松京次郎 川原光男 野沢宏紀
林謙治

記

恵庭市議会委員会条例の一部を改正する条例

恵庭市議会委員会条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「保健福祉部」の次に「、子ども未来部」を加える。

第20条中「、教育委員会の委員長」を削り、「法令又は条例に基く」を「法律に基づく」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

恵庭市議会委員会条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（常任委員会の名称常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生消防常任委員会 7人</p> <p>生活環境部、保健福祉部、消防本部等の所管事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第19条（略）</p> <p>（出席説明の要求）</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、<u>農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会</u>の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第21条～第30条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（常任委員会の名称常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管事項）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも1の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 厚生消防常任委員会 7人</p> <p>生活環境部、保健福祉部、子ども未来部、消防本部等の所管事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>（出席説明の要求）</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会</u>の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第21条～第30条（略）</p>

意見案第1号

地方公会計の整備促進に係る意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

平成28年3月25日提出

恵庭市議会議員 林 謙 治 川 原 光 男 笹 松 京次郎
野 沢 宏 紀

(案 文)

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、全国の各自治体において、統一的な基準による財務書類を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう要請されているところです。

この通知に基づき、統一的な基準に基づく財務書類の作成、活用を進めるにあたっては、高齢化・人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている各地方自治体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう国会及び国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 一、統一的な基準による財務書類を可能な限り早期に作成するため、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備には相当な作業コストを要するため、団体の財政力に応じた適切な財政措置を講じること
- 二、統一的な基準による財務書類を作成するに当たり様々な相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること
- 三、統一的な基準による財務書類を作成・活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治大学校等における自治体職員向けの研修をさらに充実すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月25日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣 宛各通

児童虐待防止対策の更なる充実を求める意見書

本事項の実現について地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいので議決を求めます。

平成28年3月25日提出

恵庭市議会議員 川原光男 笹松京次郎 野沢宏紀
林謙治

(案文)

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

国においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記

- 一、 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。
- 二、 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
- 三、 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等はじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。
- 四、 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
- 五、 一時保護所における環境改善を早急を図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
- 六、 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月25日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
文部科学大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長 宛各通

陳情第2号

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情書

「陳情趣旨」

貴職におかれましては、恵庭市民の生活向上と福祉増進のためご尽力されていることに敬意を表します。

厚生労働省は昨年の全国消費者物価2.7%、賃金2.3%上昇を受けて本年4月より、年金を0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして2.7%増額すべきところを2004年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする0.5%減じた上に、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに0.9%を減額し、結果として0.9%の増額改定にとどめたことによるものです。

その上、政府・厚生労働省は、「少子化」と「平均余命」の延びを理由に「マクロ経済スライド」を使ってこの先30年間も年金を下げ続けることを見込んでおり、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする法改正も狙っています。年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらす、憲法で保障された生存権を脅かしています。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が2000万人にも増大し、年収200万円以下のワーキングプアが1100万人を超える異常な状態となるなか、「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。

いま若者に必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切り替え、最低賃金の大幅引き上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚・少子化に歯止めをかけることです。

年金は、その殆どが消費に回ります。年金の引き下げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば地域の消費も増え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きできること、地域のつながりと街づくりに貢献できることを願っています。

ついては、年金問題に関わる私たちの切実な要求である下記事項について、意見書を採択し、地方自治法99条にもとづいて、国会及び政府関係省庁に送付されるよう陳情します。

記

「陳情項目」

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
2. 年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。

平成28年3月18日

陳情者
全日本年金者組合 恵庭支部

恵庭市議会議長 伊藤 雅暢 様

閉会中の各常任・議会運営委員会所管事務調査項目一覧表

平成28年3月25日

委員会名	調査事項	理由
総務文教常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行財政改革について 2. 入札制度について 3. 災害対策について 4. 学校教育及び社会教育について 	さらに精査を必要とするため
厚生消防常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ行政について 2. 子ども・子育てについて 3. 健康福祉について 	さらに精査を必要とするため
経済建設常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業の振興及び景気対策について 2. 観光振興について 3. 農業振興について 4. 公営住宅について 5. 上下水道事業について 	さらに精査を必要とするため
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議会の運営に関する事項について 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について 3. 議長の諮問に関する事項について 	さらに精査を必要とするため